7 服務の状況

地方公務員法では、職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務 の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないという服務の根本基準が 示されています。

また、職員には、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、さらには、政治的行為の制限、営利企業等の従事制限等に関する規定の遵守が求められています。

さらに、職務の遂行にあたって職員以外の者から依頼等を受けた場合の対応を定めることにより、公正かつ公平な職務の遂行を図るとともに、県民の県政への信頼を確保するため、 「職員以外の者に対する職員の対応要綱」を制定しています。

このような中、令和5年度においては、次に掲げる通達等により、職員の服務規律の確保 に努めました。

(知事部局)

(和事即例)		
日 付	内 容	
令和5年4月24日	職員の服務規律の確保等について	
令和5年9月8日	綱紀の保持について(依命通達)	
令和5年11月8日	綱紀の保持について(依命通達)	
令和5年12月15日	年末年始における職員の服務規律の確保等について(依命通達)	
令和5年12月25日	綱紀の保持について(依命通達)	
令和6年2月16日	綱紀の保持について(依命通達)	
令和6年3月18日	人事異動時における職員の服務規律の確保等について(依命通達)	

(交通局)

日 付	内容
令和5年12月21日	年末年始における職員の服務規律の確保等について
令和6年1月29日	綱紀の保持について(通達)

(教育)

日 付	内 容
令和5年4月25日	職員の服務規律の確保等について
令和5年7月31日	教職員の綱紀の保持について(通達)
令和5年11月21日	教職員の綱紀の保持について(通達)
令和5年12月15日	教職員の綱紀の保持について(通達)
令和5年12月26日	年末年始における教職員の服務規律の確保等について(通達)
令和6年2月20日	教職員の綱紀の保持について(通達)

(警察)

日 付	内 容
令和5年10月6日	非違事案防止対策の徹底について(依命通達)
令和5年10月20日	非違事案防止対策の強化について(依命通達)
令和5年10月20日	厳正な規律の保持について(通達)
令和5年11月9日	非違事案防止対策の更なる強化について(通達)
令和5年12月12日	年末年始における規律の保持と各種事故防止の徹底について(通達)